

少額輸入貨物をめぐる主要国の取組

令和8年6月23日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

越境EC・少額輸入貨物を巡る主要国の考え方

- 越境ECの拡大に伴う貨物量の増大により、従来の税関の対応が限界を迎えていることを受け、EU・英国・米国では、**適正課税による公正な競争の確保**や**消費者の安心・安全の確保**に向けた取組を実施。

主要国の取組の目的



- **公正な競争の確保**（国内事業者との競争条件の歪みの是正）
- **消費者の安心・安全確保**（危険・不適合製品や不正行為への対応強化）



- **公正な競争の確保**（国内事業者との競争条件の歪みの是正）
- **越境EC貨物情報の不足への対応**（課税や国境管理に必要な情報取得）



- **フェンタニル等の違法薬物流入を含む安全保障上の脅威への対応**
- **関税連脱防止**

（参考）G7財務大臣・中央銀行総裁共同声明（仮訳・抄）（2026年5月）

我々は、電子商取引（E-Commerce）を通じた小口貨物（Small Parcels）の国境を越えた取引の急速な成長が、課題を増大させていることに留意する。我々は、**関係する当局間の共同の取組**を強化しつつ、**公正な競争の促進、コンプライアンスの強化、税関のリスク管理の向上、製品安全の確保、環境への影響の軽減**を目的とする措置に関する経験を共有するため、G7財務及び貿易トラック間の協力を強化することの重要性を認識する。我々はまた、電子商取引に関連する全ての**民間部門のステークホルダーを関与させることの重要性**を強調する。我々は、G7小口貨物タスクフォースの下で行われた作業並びにその成果としての現在の実務及び国の政策アプローチの共有を歓迎する。

※Small Parcelsは、越境ECに係る少額輸入貨物を指す
※2026年5月6日、同様のG7貿易大臣コミュニケも発出。1

越境EC・少額輸入貨物を巡る主要国の取組

- EU・英国・米国は、越境EC貨物の商品に関する詳細な①**情報の取得**のため、②**システムの整備**や③**民間事業者との連携**を進め、少額輸入貨物に対する適正課税や製品の安全性確保等に向けたリスク管理向上を目指している。
- 具体的には、EU・英国はPF事業者・販売者からの商品・取引データの取得、米国は輸入申告情報の拡充が軸。

①情報の取得

課税やリスク管理に必要な情報の拡充

②システムの整備

多様かつ膨大な情報を処理・連携

③民間事業者の責任明確化

情報提供や輸入通関における役割強化



公正な競争
&
消費者安全

- PF事業者等に、販売時にリアルタイムで、商品・取引データの提出を求める（2028年7月～）
- リスク管理のため、輸入申告時、製品識別コードを提出（2026年7月～）
※PF、製造者による固有番号

新しいデータシステム構築
EU税関データ・ハブ
（2028年7月～）

⇒EUレベルでのリスク分析機能強化
データ主導型の税関へ転換

PF事業者等の責任

- デミニス廃止時（2026年7月以降）、PF事業者等に納税義務主体を転換

AEO制度の階層化

- 詳細な情報提供を迅速に行う事業者（Trust and Check traders ※2028年～）との連携



公正な競争
&
貨物情報不足への対応

- EUと同様に、PF事業者等に、販売時にリアルタイムで、商品・取引データの提出を求める方向で検討中
- 組織犯罪防止や不正物品取締りを含む安全確保のため、経由国等の情報の提出も求める方向

新しいデータシステム構築
• 新たなシステム開発を検討中

PF事業者等の責任

- デミニス廃止時（2029年3月までに）、PF事業者等に納税義務主体を転換



違法薬物流入への対応
&
関税連脱防止

- 輸入申告時に、品目分類（HTS10桁）、製造者、売主等の情報を求める
- 規制適合証明のため、製品識別コード等を提出（2026年7月～）

シングルウィンドウの拡張
ACE：米国通関システム
• シングルウィンドウを通じて税関と関係省庁間の情報の連携を促進

適格な事業者の認定

- 国際郵便において、税関が認定した事業者が関税の納付を受託

関税の少額免税制度等を巡る主要国の対応状況

		 EU	 英国	 米国
関税 デミニミス の概要	基準	€150	£ 135	\$ 800
	適用除外	€45以下の贈与等	£ 39以下の贈与等	贈与、携行品及び手紙等
主な見直しの目的		公正な競争の確保・危険品対策	公正な競争の確保・ 関税連脱防止	不正薬物対策・関税連脱防止
関税 デミニミス 廃止後の 制度	スケジュール	2026年 7月に廃止予定	2029年 3月までに廃止予定	2025年 8月に廃止
	税率	品目毎に €3の固定関税 ⇒2028年 7月以降 (EU税関データ・ハブ構築後)、 通常の間税体系へ移行 (予定) ※ 1	HS 2 桁を基準に、品目を 5～6区分 (bucket) にまとめる 簡易税率 (Simplified Tariff Schedule) ※ 2 の導入を検討。	通常の間税体系
	納税義務 主体	域外の販売者・PF事業者 (予定) 販売者・PF事業者を輸入者とみなし (みなし輸入者) 納税義務を課す方向	国外の販売者・PF事業者 (予定) 納税義務の履行を確保するため、国内 保証人の設置の義務化を検討	輸入者 国際郵便は、運送事業者又は税関 当局認定の特定事業者が納税
少額輸入貨物に対する 手数料※3		2026年11月までに、一小包あたり €2の 取扱手数料 (handling fee) を徴収予定。 域内の特定倉庫を経由する場合、€0.5に 軽減する方向で検討。	導入を検討	通常貨物と同様 (Merchandise Processing Fee) 例えば、システム経由で電子申告する 場合、1 申告あたり2.69米ドル。

※ 1 当初のEU規則案では、HS2桁の分類に対する簡易税率を設定する案が示されていたが、政治的な支持を得るには至らず、€3の固定関税が課されることとなった。
通常の間税体系への移行は、EU税関データ・ハブ（新たな関税の算定・処理の基盤）が稼働してからとなる。

※ 2 詳細な品目分類を要せずに適用税率が確定する税率。市中協議で示された検討案では、HS2桁の各類に対し、0%～16%の5～6区分（bucket）のいずれかが割当てられている。

※ 3 少額輸入貨物に係る通関処理・リスク管理コストの回収を目的として、関税とは別に、手数料の導入を検討する動きがある。

(参考) 関税の少額免税制度等を巡る主要国の取組の流れ

- **米国**は、2019年以降、少額輸入貨物に係るデータ入手の試行等を経た上で、2025年8月に関税の少額免税制度（デミニミス）を廃止。なお、国際郵便は、徴税方法やデータ提出等に関し、一般貨物と異なる運用を構築した。
- **EU**は、2026年7月から、EU税関データ・ハブ稼働までの暫定措置として、品目毎に一律€3の固定関税を適用。2028年7月以降は、PF事業者等からのデータ提出を前提とした同ハブを基盤に、通常の間税体系へ移行予定。
- **英国**は、2029年3月までに関税のデミニミス廃止する方針の下、パブリック・コンサルテーション（市中協議）を通じて、廃止後の制度・運用（簡易税率やPF事業者の責任等）を検討中。

